

シチズンシップと非営利・協同

中川 雄一郎

はじめに：私とシチズンシップ

ご紹介いただきました明治大学の中川です。本日の講演の依頼をいただいてまず悩んだのが、講演のテーマを何にしようかでした。私はここ数年の間、主にイギリスの「社会的企業」や「協同組合」を研究の対象にしてきましたが、社会的企業や協同組合につきまちはさまざまな機会に話をしたり、発表したりで、私としても他のテーマでとの気持ちがありました。しかしそれでも、社会的企業や協同組合の研究を続けていくなかで理論的、思想的そして実践的に欠くことができないのでは、と常々思っていましたので、ここで思い切って「シチズンシップ」にすることにいたしました。それに実は、今私は^{キース・フォークス} Keith Faulks の *Citizenship* (Routledge, 2000) を翻訳しております、私自身本書からいろいろ学ぶところがあり、ある意味で「シチズンシップ」が何であるかを正確に理解することができるのではないかとさえ思うようになりました。また「シチズンシップ」を通して社会的企業や協同組合あるいは非営利・協同組織を見ていくと、これまで見過ごしていた社会的企業や協同組合それに非営利・協同組織のイメージを目にすることができるかもしれない、と期待するようにもなりました。翻訳は未だ途上にありますが、この翻訳書「シチズンシップ」が日本経済評論社から出版されることになっていますので、その際には是非ご購入いただければ、と冗談交じりにですがお願いしておきます。

ところで、この原著者のキース・フォークス教授はイギリスの著名な政治学者です。したがって、私は専門外の政治学の翻訳をしている、ということになります。つまり政治学の素人が政治学の専門書を翻訳している、という無謀な挑戦を行なっているように思われるかもしれません。実際、この翻訳のために私は政治学あるいは政治学

に関わる書物を何冊か読みました。何よりも政治学のテクニカルタームを理解する必要がありますので、やはりその分だけ翻訳の「進行工程」に遅れがでてしまっています。

たった今申しましたように、確かにシチズンシップの基礎は政治学の領域ですが、実は経済学の領域にも接していることが分かります。特に社会保障全般に関わる、市民権と並んでシチズンシップの重要な要素を構成している「社会的権利」(social rights) は税金や財政資金と関係しますし、したがって、政府の財政政策と大いに関係してきます。また社会保障全般は雇用政策、住宅政策、教育政策それに保健・医療政策とも関係します。そう見えてきますと、シチズンシップは経済学の領域でも重要なポジションを持っているのでは、と私は考えています。

そのシチズンシップですが、それはまた人種・民族、宗教、文化、ジェンダー、階級、家族制度などとも大いに関わっていることも私は学びました。つまり、シチズンシップは社会学の領域とも接している訳です。そして厄介なのは、シチズンシップの研究は古代ギリシアと古代ローマの時代における「古代シチズンシップ」を無視してはならない、ということ、また1789年のフランス革命を起点とする「近代シチズンシップ」と「国民国家」との重なりをしっかりと認識する「シチズンシップの歴史的視点」を私たちに求めてくる、ということ。要するに、シチズンシップは政治・経済・歴史・文化・宗教・ジェンダー・思想に一そして現代は環境やグローバリゼーションにも一密接に関係する「人間の社会的関係」(socially human relationships) のすべてである、と言ってよいでしょう。それでも私たちがこの近・現代のシチズンシップに大いなる関心を寄せるのは、フランス革命以後の近・現代のシチズンシップだと思います。

近・現代のシチズンシップを理解するために

フランス革命時の事象にごく簡単に触れておきますしょう。しばしば取り上げられるように、イギリスの保守主義者、エドモンド・バーク (1729-97) がアメリカ独立革命を支持し、フランス革命に反対したのは、バークが、前者はアメリカの植民地支配者であるイギリスの慣習法を通じてアメリカ人の得ていた諸権利を要求し、実現する闘争であるのに対して、後者は「貴族政体」を破壊して新たな体制を創出する、バークにとって「危険な共和主義体制」の確立のための闘争である、と見て取ったからです。前者は「独立した行為の主体として自らの利害について自由に活動することに基礎を置いた近代共和主義」を目指したのであり、その意味で、移民国家アメリカの「市民」はヨーロッパの「抑制的なコミュニティから逃れてきた」人びとであったのです。他方、後者は、「コミュニティは社会対立を超越する『一般意志』によって一体化され得る」とするルソーの思想の影響を受けていましたので、「革命」を「人びとの諸権利を通して個人的独立を主張する以上のこと」を目指す闘争であると考え、したがってまた、「シチズンシップ」を「人びとの諸権利」だけでなく、「人びとの義務や責務をも通して個人を解放する」活動手段であると考え、「シチズンシップの共同主義的な側面」が強調されました。

ところで、フランス革命の初期段階では「国民の普遍的権利」は「視野の広い、人びとを包摂するような観点から解釈された」ので、政治的権利は外国人にも広げられましたし、またトマス・ペインのようなフランス革命支持者には「名誉シチズンシップ」が授与されたりしました。このような「包摂性」はペインのような著名人にだけ向けられたものではありません。他国の出身者の男性であっても、①フランスで出生した、②フランス領内に財産を所有している、③フランス人女性と結婚している、のであれば「フランス市民」になることができたのですから、フランス革命で宣言された諸権利が「国境を超えて広く及ぶようになり、国籍に関係なくすべての男性に適用される」可能性をこの革命の思想は内包していました。

しかしながら、ここで示した例に見られるように、実は、「市民」という場合も「国民」という場合も、その対象者は「男性」であって、「女性」ではありません。ご承知の通り、フランス革命は有名な「人権宣言」を発しましたが、それは「男性の人権宣言」でありまして、「女性の人権宣言」ではありませんでした。有名な話ですが、フランス革命の動乱の発端となり、共和国建国記念日(パリ祭)となった「バスティーユ牢獄」(バスティーユはフランス語で「牢獄」の意)を最初に襲撃したのは下層階級の女性たちであったにもかかわらず、あの人権宣言が男性のそれであることに怒りを覚えたオランプ・ドゥ・グージュという女性は、「男性」を「女性」に置き換えて「女性の人権宣言」を読み上げたところ、逮捕されてギロチンにかけられてしまいました。グージュはこの時に「女性は断頭台にのぼる自由を有するが故に、演壇にのぼる自由を有するのだ」、と叫んだそうです。市民(Citoyen)は男性であって、女性は「市民である」ことから排除されていたのです。日本の高校生は「世界史」で、この「人権宣言」を「17条から成り、人間の普遍的な自由・平等、圧制への抵抗権を自然権とし、政治の目的をその維持に求め、国民主権、法の支配、権力分立、私有財産の不可侵」などを規定したと習い、さらにこの宣言には「アメリカ独立宣言」と「ルソーの啓蒙思想」からの影響が見られると習いますが、「女性」の置かれた状態や条件については深く知ることがないかもしれません。そう言えば、ルソーの「一般意志」(general will)を代表するのも「男性」=「家父長」であり、女性はコミュニティにおいてはもちろんこと、家族においても「一般意志」を構成する成員ではなかったのです。女性は男性に「従属すべき性」であったのです。

「国民国家」(Nation State)という近代国家の形成をもたらしたフランス革命は、それでも、より普遍的で平等主義的なシチズンシップをもたらすのに貢献しました。あの有名なシェイエスの小冊子『第三身分とは何か』が語っているように、もはや権利は特権階級集団にあるのではなく、国民という文脈において個々の市民にある、とされました。この思想はシチズンシップの新たな概念を芽生えさせました。フランス革命の急進的な段階

ではシチズンシップにも「市民的徳行」や「軍事的義務」の履行を通じて国民に奉仕することが課せられました。したがって、フランス革命の「自由と平等」に「友愛」が加わることになりました。なるほど、すぐ前で述べましたように、近代以前におけるシチズンシップと同じように、「人権宣言」には女性を排除する「男女差別」がありましたが、それにもかかわらず、このフランス革命が「人間解放一般」に向けて「一步前進」を人間社会に刻印したことは確かなことです。フランス革命は「男性の普遍主義」を通して「新しい集団の包摂」という要求を創り出していき一革命に対する内部対立と外部からの干渉などの要因もあって一やがて「国家と国民の融合」をもたらし、したがって、シチズンシップもまた国民国家と密接に結びつくようになっていったのです。要するに、近代を開いたフランス革命は、国民国家を形成し、その国民国家と結びついた権利と義務・責任に基づく「普遍的なシチズンシップ」の基礎を確立したのです。

しかしながら、近代国家はなお女性の排除＝男女差別を引き継いできたために、「近代シチズンシップ」が拡大され発展していくために、そのような差別の撤廃に向けて人びとは努力しなければなりません。例えば、女性の政治的権利＝参政権の実現は、「近代」というよりも「現代」において前進を見たのです。すなわち、女性の政治的権利（参政権）の実現は、フランス・1945年、日本・1945年、イタリア・1945年、ベルギー・1948年、イギリス・1928年、オーストラリア・1920年、スウェーデン・1919年、ニュージーランド・1893年など主に20世紀のことなのです。フランス革命から現代に至る「経済的、社会的、政治的な『女性の排除』の遺産」がいかに根強いのか、われわれは改めて認識するところです。

ところで「近代国家形成」に大きな影響を及ぼしたイギリスの産業革命の時代に目を転じてみますと、別の「シチズンシップの変遷」が見えてきます。例えば、17世紀の末以降から合法的な存在となった「友愛組合」(Friendly Society) が組織されますが、この組織の主要なメンバーは熟練労働者・熟練職人と言われる人たち、労働者階層のなかでも「高い所得を得ており、またその所得に見

合った権利を得ており、そしてそれらの所得と権利に見合った高い地位を得ていた」労働者や職人です。彼らは時に「独立労働者」とも呼ばれるようになります。私はこれまで、友愛組合のメンバーはそのような「男性の熟練労働者・職人」だけであると思っていましたら、なんと女性メンバーだけからなる友愛組合が存在していたことを知りました。彼女たちもおそらく彼女たちの夫が上層の熟練労働者・職人であったろうと思いますが、夫の疾病や事故それに死亡、自らの出産、それに自分の親のケア（高齢者ケア）、子どもの教育（保育、子弟の職業教育）などといったことに備えて友愛組合を組織したことだろうと思われます。近代における「市民の権利と責任」としてのシチズンシップの拡大・発展のための基礎がこのようにして準備されてきたことが分かります。この友愛組合は、産業革命期における労働者にとっては唯一の合法組織でしたから、さまざまな労働組合運動、10時間労働の運動、協同組合運動など労働者が中心的役割を果たしたすべての運動に関わりました。

他方、18世紀末から19世紀20年代にかけて展開された初期協同組合の運動や1844年に創設された近代協同組合の創始であるロッチデール公正先駆者組合の設立過程前後を見ましても、これらの運動で女性が重要な役割を果たした事実は記録上ほとんど目にするがありません。実際のところ、先駆者組合を先達とする近代協同組合が運動を展開する時期に協同組合が民主主義の促進や流通の合理化など社会的に進歩的役割を担った事実は有名ですが、女性の協同組合への積極的参加が話題になったり、女性組合員の積極的役割が課題として取り上げられたりするのはいよいよ19世紀の70～80年代にかけての時期であって、しかもそれは、「女性ギルド」といった協同組合運動における「女性解放」思想と結びついた時期のそれでした。それでもこの時期に、近代協同組合運動における「組合員の権利と責任」が女性組合員によって理解され認識されて、協同組合運動におけるシチズンシップの発展の基礎が準備されていた、と私は考えています。

私は、先に一言触れておきましたが、シチズンシップを説明する際に、「シチズンシップは市民の権利と責任である」とのもっとも単純なコンセ

プトを示唆しておきます。特に学生にはそう示唆しています。そして彼らや彼女らに「フレンドシップのコンセプト」も同じであって、「友人としての権利と責任」である一日本的な伝統的表現を借りれば「親しき仲にも礼儀あり」というところかなーと言っております。名詞の語尾に付けられる ship は「状態・身分・職・在職期・能力・技倆(量)」などを示しますが、私は理解し易くするために、その ship を「権利と責任」と説明しています。その言い方は「当たらずとも遠からず」で、学生が大きな関心を寄せる非営利組織(NPO)がしばしば強調するパートナーシップ(partnership)も同様に私は「パートナーとしての権利と責任」とそのコンセプトを説明しています。繰り返しますが、シチズンシップのコンセプトを「市民の権利と責任」とした私の説明はそれなりの意味がある、と自負しております。

長々話しましたが、そういう訳で、社会的企業、協同組合それにNPOといった運動をこのシチズンシップを1つの重要な視点として追いかけてみると、これまで気づかなかったそれらのイメージを気づかせてくれるのではないかと、思い立ちまして本日の基調講演のタイトルに「シチズンシップ」を使わせていただいた次第です。

「非営利・協同」の概念とシチズンシップ

ところで、この講演のもう1つのタイトルは「非営利・協同」ですが、この「非営利・協同」の説明も実はそう簡単ではありません。簡単ではない理由の1つは、「非営利」組織は一例えばイギリスをはじめ欧米諸国では特にキリスト教の影響の下で一長い歴史を創ってきたのですが、その定義や基準は20世紀中葉以降に世界的な規模で市民の間に普及し、一般化していく過程で提示されるようになったからです。現在では、「非営利組織」はNPOと英語で表記され、誰もがその表記を知っているようになっています。そして大抵の場合、NPOの定義はアメリカのレスター・サラモン教授による定義に沿ってわれわれは理解するようになっています。これに「・(中黒)協同」を付け、「非営利」と「協同」を一体化して協同組合に1つの

新しい概念をもたらしてくれた人こそ、一私とは古い知り合いで、残念なことに物故されてしまいました。一協同総研の主任研究員や労働者協同組合連合会理事長を歴任された菅野正純さんである、と今でも私は思っています。彼は「非営利・協同」という協同組合の新しい概念をもって、「協同組合の非営利性」を「協同組合の本質」(co-operative nature)と結び付け、「労働者協同組合運動の発展」のみならず「協同組合運動全体の発展」の方向性を明らかにしようと努力したのだ、と私はそう考えています。

しかも、菅野さんは協同組合のことだけを専ら考えていたわけではありません。協同組合運動の発展には他の非営利組織はもちろんのこと地方自治体や企業など多くのステークホルダー(利害関係者)とのパートナーシップが必要であることを彼は正しく認識していました。すなわち、それは、パートナーシップの中心軸は「非営利・協同の理念と実践」でなければならない、ということです。この中心軸から決して逸脱してはいけない、と彼は考え、労働者協同組合運動を実践してきたのです。「協同労働の協同組合」という言葉も彼の「非営利・協同思想」の賜物です。

この「非営利・協同」という新しい概念に基づいて、日本における協同組合や非営利組織のさまざまな活動やそれらの到達状況を見てみますと、「小泉構造改革の失敗」を透視でき、小泉政権の新自由主義政策の中身というか真実が見えてきます。しかし、このことについては別の機会でも論及しますので*、ここではそちらに譲ることを許していただいて、もう少しシチズンシップに関わった話しを進めたいと思います。

私は今年の4月の末に(23~25日にわたって)韓国の生活協同組合「アイコープ」(icoop)からソウルで講演するよう依頼されました。そしてその際にアイコープから提示された演題が「現代世界と協同組合の経済・社会的役割」でした。そういうタイトルが与えられた訳ですが、その講演の原稿を認めようとしてはじめて私はそのタイトルがなかなか難しいことに気づきました。そこで私は勝手に「協同組合運動とシチズンシップ」とのサブタイトルを付けさせてもらいました。

ところが、このメインタイトルとサブタイトル

のロジック的連係が意外と簡単ではないことにもまた間もなく気づきました。私としては、メインタイトルを浮き彫りにするためのロジック上の「導きの糸」としてサブタイトルを付けたつもりでしたが、これがなかなかそうはいかなかったのです。「シチズンシップ」を「現代世界」と「協同組合の経済-社会的役割」とにどう関連させ、対応させるのか、論理的に意外と手間がかかったのです。それでも、何とか原稿を書き上げて、講演に臨むことができました。講演後にアイコープの人たちに感想を伺ったところ、韓国の社会では「シチズンシップ」という言葉は普及しておらず、したがって、「シチズンシップ」をもってして協同組合運動を考察するのはそう簡単ではないかもしれない、とのことでしたので、いささか不安になりましたが、それでも、要は、「シチズンシップ」は「自治（自律性）、平等な権利、自発的責任そして参加」の実質化ですから、おそらく理解してくれたと思いますよ、と通訳の金亨美さん—彼女はアイコープのアクティビストであり、明治大学大学院の私の優秀なゼミ生でもあります—が話してくれましたので、私の杞憂に終わってホッとしました。事実、その後、アイコープなどでは「シチズンシップ」と「協同組合」との関係に関心が持たれるようになったそうです。

実は、ソウルでの講演に関連して、講演の前に韓国の主要全国紙の1つでありますハンギョレ新聞から*Economic Crisis, Social Enterprises and Cooperatives* というタイトルの原稿依頼がありました。英文ですので、どこまで意味・内容のある文章を書くことができるか、多少不安もありましたが、「お断りすることでもない」と思い書き上げました**。およそ2週間後にその文章が掲載されたハンギョレ新聞が送られてきましたが、なんとそれは英語ではなく、英語を訳したハングル語で掲載されていました。私にはさっぱり解りませんが、金さんにお聞きしたところ、「英語の文章と同じですよ」とのことでした。

現在、韓国は協同組合運動、とりわけ生協—韓国でも消費者協同組合を日本に倣って「生活協同組合」と表現しますし、したがって、法律も「生活協同組合法」です—は漸次拡大・発展してきており、市民も漸く生協や農協に大きな関心を持つ

ようになっています。そう言えば、BSE（狂牛病）との関係で生起した「アメリカ産牛肉の輸入反対闘争」が中学生も参加した大きな闘いであったことは、わたしたちの記憶に新しいところです。また韓国では、一昨年に「社会的企業育成法」が制定され、日本より一足先に社会的企業が設立されています。現在、韓国では218の社会的企業が事業を展開しており、4月末の講演の折に私もソウルで事業展開している社会的企業の1つを訪問することができました。

新自由主義とシチズンシップ

さて、私は、ハンギョレ新聞の原稿とソウル講演の双方ともプロローグというカイントロダクションとして「新自由主義の失敗」の内容について触れました。アメリカで生起し、世界中に広がった金融危機と経済危機の原因についてはさまざまな人たちが論じているところですし、多数の新聞・雑誌も論及していますので、ここで多くを語る必要はないでしょう。ただ、朝日新聞にインタビューも含めて掲載された「新自由主義の失敗」に関わる記事は大変解り易いので、大まかですが取り上げておきましょう。

アメリカ発のこの金融危機・経済危機は、一言で言えば、元々は「実体経済の脇役」であった金融が「富を生み出す主役」になってしまったことに重大な原因がある、ということになるかと思えます。しかも、それらの危機は、グローバリゼーションの下で国際金融市場が一体化したことによって地球的規模でかつまた瞬時にさまざまな国と地域の金融機関や企業を襲って金融危機から経済危機を誘発し、世界同時不況を惹き起こした「新しい経済危機」—人によっては「新型の経済恐慌」—であると考えられる、ということです。実際、ゼネラル・モーターズ、クライスラー、それにフォードがそれまで獲得した歴大な利益（利潤）は、自動車の生産と販売によるよりもそれらの企業の100%子会社の金融会社によって獲得された利益であったことがはっきりしました。まさに「実体経済の脇役」であった金融が「富を生み出す主役」になってしまっていたのです。

周知のように、これまでアメリカ経済を引っ張

ってきたのは「住宅建築」でした。アメリカではブッシュ政権以前から住宅建築が「経済のバロメーター」になっていました。そのことは、グリーンズパンが2006年まで約16年半にわたって（アメリカの中央銀行である）連邦準備制度理事会（FRB）の議長に就いて（「ITバブル」と）「住宅バブル」を繰り返していた、との有名な話からも推測できます。そのグリーンズパンは08年10月23日に開かれた議会の公聴会に出席して、議長在任中に行なった「規制緩和」や「自由競争主義」の責任を詰問され、「銀行などが利益を追求すれば、結果的に株主や会社の資産が守られると思っていたが、間違いだった」と述べざるを得なかったのです。彼は、その公聴会で例の低所得者向け住宅ローンである「サブプライム・ローン」についても問われ、「05年の遅くまで、市場が急膨張していることを示すデータがなかった」と責任逃れの答弁をしましたが、私に言わせれば、「何という杜撰な監督だ」と叱責されるのは言うまでもないが、それよりも「市場が急膨張していることを示すデータがないほどに住宅バブルが繰り返された」証左のように思えます。

私も最近知ったのですが、アメリカの低所得層の一部の人たちは、住宅をローンで購入すると、その住宅を担保にローンを借りて自動車を購入し、さらにまたその自動車を担保にローンを借りて他の商品を購入する、そしてまた……、という具合にローンを積み重ねて「過剰な個人消費」を続けていったとのこと。サブプライム・ローンも、実は同じことでして、このローンは「住宅価格が上がり続けないと回収できない債権」にもかかわらず、その債権と他の債権とを組み込んで証券化商品を作り、それを世界中に売り逃げして重大な金融危機と経済危機とを招いた訳です。

それからまた、ヘッジファンド(hedge fund)も目先の利益を獲得するために横行しました。ヘッジファンドは、例のレバレッジ（てこの作用）を利かせて、信用を元本の何十倍も膨らませて「ルールなきカジノ資本主義」を世界中にのさばらせてしまいました。ヘッジファンドの「ヘッジ」は「危険を回避する」・「リスクを回避する」という意味ですので、ヘッジファンドは「危険・リスクを回避して、目の前にある利益・お金をでき得

る限り大きく手に入れる」ことを旨とする組織です。ジョージ・ソロスという有名なヘッジファンドの「仕掛け人」は、彼自身ヘッジファンドで散々大儲けしておきながら、「ヘッジファンドは大変悪いものだ」と盛んに物申しております。

ヘッジファンドも含め、新自由主義＝市場原理主義に基づく「規制緩和」や「小さな政府」の政策は、アマルティア・セン教授も強調しておりますように、倫理的視点がまったく欠如していたのです。セン教授は朝日新聞のインタビューに答えて、次のように語っています。「（この経済）危機の原因はグローバル化そのものではなく、米国の経済管理の誤りだ。「新自由主義という用語にはきちんとした定義がないが、もし市場経済に基礎を置くことを意味するだけなら結構なことだ。市場経済はどこでも繁栄のもとなのだから。だが市場経済体制はいくつもの仕組みによって動いている。市場はその一つに過ぎない。なのに市場の利用だけを考え、国家や個人の倫理観の果たす役割を否定するなら、新自由主義は人を失望させる非生産的な考え方だということになる」。「国家は、金融機関の活動を抑制する点でも重要だ。早く金をもうけようとして市場を歪めるのを防がなければならない。米国は金融機関への規制ほとんど廃止したので、市場経済が混乱に陥った」。まさにセン教授の言う通りです。

ところで、アメリカはご承知のとおりオバマさんが大統領になりました。このことは、今後アメリカは「経済、社会、政治の構造を変革していく」ことを予想させるものだと私は思っています。何よりもアメリカは、これまでのアメリカ経済の特徴的性格としてみなされた「個人の過剰消費」、すなわち、「借金を厭わない消費」から「所得に相応した消費」に移行するようになるでしょう。ということは、日本の経済、日本の企業は「アメリカの過剰消費」に、すなわち、アメリカの外需に依存できなくなることであり、したがって、内需をどう拡大し、維持していくか、ということに経済的、社会的それに政治的な視点を移さなければならないでしょう。この「アメリカの過剰消費依存」という点では、日本だけでなく中国や韓国も同じだったでしょうから、早晚、これらの国も経済的、社会的、政治的な構造を一オバマさんの

言うように一変換しなければならいでしょう。

そしてまたある意味で、地球的な規模でも経済的、社会的、したがってまた政治的な構造が変わらざるを得なくなっていくのではないかと私は思っています。このことをどの国の政府や指導者がしっかり捉えることができるのかが今後大きな鍵となるでしょう。いずれにしても、重要なことは、これまで30年以上にわたって一方の主流を成してきたアメリカ流の「新自由主義の失敗」からどのような教訓を汲み取って、各国のまた各地域の経済-社会構造をどう再構築していくのか、私たちは注視し、意見を発しなければならないでしょう。何故なら、私たちはグローバリゼーションの下で「相互依存の進む世界」(セン教授)において生活し、労働しており、遠く離れた国や地域の諸結果に即座に影響を受けるからです。私はこのレジュメに「民主的で安定した経済的、社会的および政治的秩序の再構築」と書いておきましたが、そのためには、このような秩序の再構築を可能にする政府なり国家なりが追いつめられることになるのではないのでしょうか。そしてこの目標を追いつめ、実現していくためには、シチズンシップを基礎にしたさまざまな市民組織—NPO、NGO、アソシエーション、コミュニティ組織あるいは協同組合や社会的企業といった非営利・協同組織—が経済的、社会的に一定の能力、エンパワーメントを持てるよう成長しなければならないでしょう。換言すれば、各国・各地域の社会を具体的に担っていくさまざまな組織がこのような方向に目と心に向けて、政府や国を動かしていく活動を遂行することが肝要である、と私は考えています。もし市民組織の要求や願いを聞き入れない政府があるとすれば、その時には私たち市民が政治的権利を行使して、政府を文字通り「変換」しなければならないでしょう。その意味でも、これからは近未来と長い将来との双方を見つめながら「民主的で安定した経済的、社会的および政治的秩序の再構築」という課題に真剣に向き合っていく努力が今大いに求められているのです。制度疲労や既得権益的不合理性、政治家の劣化と官僚制度による不平等な情報提供(情報の非対称性)、それにしばしば見られるマスメディアの権力追随や追従の姿勢など今後は決して許さないことを市民は心し

なければならないでしょう。

したがって、私たちも、市民として、「民主的で安定した経済的、社会的および政治的秩序の再構築」について明確な考え方、理念や思想なりを持ってそのためのプロセスを構想していかなければならない、と思います。で、私はその構想の基礎になるものが「シチズンシップ」ではないかと考えて、「はじめに」の後に「シチズンシップとは何か」を示しておいた訳です。

「シチズンシップ」のコアは「自治、平等な権利、自発的責任そして参加」です。これらはそれぞれ相補的、互惠的であって、1つの体系的価値を有しています。例えば、「(市民による)自治あるいは自治能力は市民の平等な権利と自発的責任に基礎を置く参加を通じて具体的成果を実現していく」ものだと考えてよいでしょう。したがって、シチズンシップは「他者に対する支配と両立しない」、ということにもなります。

市民は、個人としてもグループ(集団)としても、権利を行使し、自発的責任を遂行することによってシチズンシップに必要な諸条件を再生産していきます。そうすることによって、シチズンシップは市民にとって能動的なアイデンティティとなり、市民は創造的行為の主体として市民と地域コミュニティ双方の「変化するニーズ」に対応する新たな権利と責任を確認し、新たな制度を構築していくのです。このことは市民としての人びとの「責任履行能力」を高めることを意味するのですが、まさにこの「責任履行能力」を高めることによって、シチズンシップは「受動的ではなく、能動的なステータス」として認められるのです。

ということで、私たちは、シチズンシップを「受動的ではなく、能動的なステータス」だとみなすことによって、さまざまな社会的な活動に参加する訳です。すなわち、シチズンシップは、個人は1人ひとりその階級、宗教、ジェンダー、民族それぞれに独自のアイデンティティによってあらかじめ決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力があることを承認するのであって、「社会的包摂」(ソーシャル・インクルージョン)の意識を導き出すのです。ある意味で、社会的包摂は「参加の倫理」なのです。私が翻訳している本のなかでフォークス教授はシチズンシップをこう

説明しています。「要するに、シチズンシップは、支配の根元が国家であろうと、家族、夫、教会、民族集団であろうと、あるいはわれわれを自治権を有する個人、自律的な統治能力を有する個人として認めようとしな^フいどんな他^フの力であろうと、支配と相容れないのである」、と。市民による参加、これこそ社会的排除を防ぎ、社会的包摂を広げていくのであるから、私たちはこの「参加の倫理」が社会の隅々まで行きわたる制度的枠組みを創り出すことに力を注ぐ必要があります。

こうして、シチズンシップを捉え、理解していくと、協同組合、社会的企業あるいはアソシエーションといった非営利・協同組織はシチズンシップを基礎とする組織であると同時にシチズンシップを実質化していく機能と役割を内在していることが分かります。現代にあつてはシチズンシップはますます普遍化されて、民主主義と共に前進していくのですから、私たちは、自らが関わる活動手段を通してシチズンシップを社会的に実質化していきながら、他方でシチズンシップが非営利・協同の活動を社会的に豊かにし、民主主義を実質化していく、という相互作用を促していく責任がある、と私は思っています。

非営利と協同

ところで、シチズンシップとの関連で、私は、近代協同組合の創始でありますロッチデール公正先駆者組合がイギリスで誕生した時に、先駆者組合が掲げた理念のなかでも極めて重要な理念として「1人1票の議決権」を挙げてきました。もちろん、他の理念、例えば、「政治的信条や宗教的信条による差別、人種や民族による差別、男女の差別」の否定も同じように極めて重要な理念であるのは、すぐ前で引用しましたフォークス教授の言葉通りですが、シチズンシップとの関連では「1人1票の議決権」はもっとも理解し易い理念である、と考えています。もちろん、「1人1票の議決権」の理念が上で挙げた「差別の否定」の理念と共に価値体系を構成していることは言うまでもありません。

また、この「1人1票の議決」の理念は、協同組合の民主主義を代表する制度として現代におい

ても尊重されていますが、多くの場合、営利企業としての「株式会社」（「所有株数に応じた議決権」）と比較して論じられています。しかし、私がこの理念を強調するのは、それが近代民主主義の発展に寄与してきた、ということからです。この点はあまり議論の対象にされてこなかったと思われます。先駆者組合が創設された1840年代中葉という時期にあつては、イギリスにおいてさえ普遍的権利としての「1人1票の議決権」という「政治的権利」の理念や思想が実現されるには程遠い状況でした。選挙権獲得を目指した運動である有名なチャーティスト運動は1830年代から40年代にかけて展開されましたが、男性労働者さえも選挙権＝政治的権利をなかなか獲得できなかったのです。まして女性の選挙権＝政治的権利は問題外でした。ウルストンクラフトとトンプソンと並ぶイギリス女性解放論者の1人と言われている、急進的自由主義者のJ.S.ミルでさえ「19世紀でもなお一般大衆に政治的権利を拡大することに慎重であった。ミルは、大衆が私的領域の自由にさまざまな制限を押しつける『多数者の専制政治』の展開を恐れたのである」、とフォークス教授は述べています。確かに先駆者組合を創設した28名の組合員のうち女性は1人のみであったと言われていますが、ここで私が強調したのは、それにもかかわらず、「1人1票の議決権」という市民の意思決定の権利としての政治的権利と同じ普遍的権利を先駆者組合のルールにした、という事実です。そしてその後、先駆者組合のこのルールはICA（国際協同組合同盟）によって世界中の協同組合の原則とされ、今日に至っているわけです。ですから、私は、「1人1票の議決権」の理念・思想をはじめとする差別を否定した理念・思想はイギリスだけでなく、西ヨーロッパの国々にも、さらには他の多くの国々にも影響を及ぼした、と誇ってよいと考えています。私はまた、これらの事実は「参加の倫理」を実質化した、とも言えるのではないかと考えています。

とはいえ、現代のグローバリゼーションの下では協同組合にとっての「参加」は「グローバルな倫理」を伴ってはじめて参加を実質化することになります。協同組合運動にも造詣の深いアマルティア・セン教授は次のように論じています。「協

同組合は、民衆のために市場メカニズムを長期的かつ有効に機能させようとするならば、民衆にとっての社会的平等と社会的正義を創り出していく『グローバルな倫理』の基盤を広げていくよう努めなければならない。『グローバルな倫理』はグローバルな経済的、社会的関係の規範をより強固にし、より確かなものにしていくからである。その意味で、協同組合にとって『参加の役割』はこれまで協同組合によって実践されてきた伝統的な役割を超え出たそれではなければならないし、したがってまた、『人間的な経済と社会にとっての中心戦略』となる『協同のアプローチ』はこれまでの協同組合の機能よりもはるかに広い展望のなかで捉えられなければならないのである」と。

アマルティア・セン教授がここで言っている「協同のアプローチ」とは、人びとの自治と自発的な参加に基づいて人びとの市民的諸権利—人権、労働の権利、生存権、教育を受ける権利など—と政治的自由を実現していく社会構成的な機能と役割のことですので、「協同のアプローチ」はシチズンシップを基礎にして民主主義を確立し、拡大・深化させていき、人びとの「生活と労働の質」を高め、「地域コミュニティの質」を向上させていこう、というものです。そこで「協同」ですが、アマルティア・セン教授の言葉を借りて言えば、「人間的な経済と社会」にとっての中心・基軸であって、人びとのために「社会的平等と社会的正義」を創り出す「グローバルな倫理」を基礎に市場メカニズムを長期的かつ有効に機能させ、人びとの「経済的、社会的関係の規範」を確かなものにする、これが協同である、ということです。協同は、したがって、一言で言えば、「生活と労働の質」と「地域コミュニティの質」を向上させていく人びとの間の「相互扶助」・「助け合い」なのです。ですから、「非営利・協同」と私たちが言う場合、それは、私的利益の追求を目的とするのではなく、シチズンシップを基礎に社会的目的や理念あるいは社会的使命（ソーシャル・ミッション）を追求（Not-for-profitあるいはNon-profit）することによって金銭的利益と非金銭的利益の双方を確保し、それらを直接間接に社会や地域コミュニティに還元していく、人びとの間の「相互扶助」・「助け合い」の概念を意味します。

いずれにしても、「非営利・協同」の性格を見ていきますと、「非営利」は行政セクターにおける実定法的権限を追求することでも、市場セクターにおける営利的な利潤を追求することでもない、社会構成員が社会的目的や社会的使命を共有し、連帯してその目的や使命を追求していくことが非営利活動の原動力となる、ということが分かるのです。そのことは、私たちの「非営利・協同総研いのちとくらし」の活動が言わず語らずに示しているところではあります。そうであれば、実は、シチズンシップはまさに「いのちとくらし」の「非営利・協同」を支えているものではないのか、と考えてよろしいのではと私は思うのです。

コミュニティが機能する7つの条件

さて、「むすび」に入ります。先ほど「非営利・協同」の概念や意味について言及しましたが、「非営利組織」も「協同組織」も「コミュニケーション・コミュニティ」あるいは「コミュニケーションの場としてのコミュニティ」である、と言われるようになってきました。

ところで、私たちは「コミュニティ」を「地域社会」と訳しますけれども、実はこの「地域社会」という訳は適切ではないようです。社会学者によりますと、「家族」と「コミュニティ」は私的領域に属するとのことですし、communityとsocietyは違うとのことでした。したがって、私が考えるには、「地域社会」という表現は矛盾するのではないかと、ということになります。「社会」は抽象概念ですから、「日本社会はここにありますが」とか、「国際社会はあそこにありますが」とか言えませんが、「社会」は私たちによって形成される「人と人との関係」が現に作り出している諸関係として現に存在しているのです。そう言えば、かつてサッチャー首相はスコットランド国教会長老派の総会（1988年5月）で「イギリスには社会というようなものは存在しません。存在するのは個人の男女、それに家族です」（There is no such thing as society in Britain. There are individual men and women, and there are families.）と演説し、多くの市民を怒らせてしまいました。市民がなぜ怒っ

たのかと言えば、市民の皆さんは自らの経済的、社会的、政治的な諸結果のすべてを「自己責任」として対処しなさい、とミセス・サッチャーは言っているのだと市民が気づいたからです。実は、彼女のこの言葉、すなわち、「社会は存在しない」＝「自己責任」は「新自由主義者の観念」を素直に言い表しているのです。しかし、市場原理主義者のミセス・サッチャーは、「社会」と同じ抽象概念である「市場^{しじょう}」については、「イギリスには市場というようなものはありません」とは決して言いませんでした。私たちは、「市場」が生産者と消費者による「生産－販売－購買」の経済行為によって形成される「人と人の社会的関係」であることを知っています。「市場」もまた抽象概念でありますから、「日本市場はここにあります」とか、「世界市場はあそこにあります」というものではありませんが、しかし、現に存在するのです。少々横道にそれてしまいましたが、ということで、私は、必要に応じてですが、(local) communityを「(地域) コミュニティ」とカタカナ表記するようにしています。

さて、「コミュニケーション・コミュニティ」ですが、これは本来、「非営利・協同組織」が担うべきだと私は考えています。周知のように、「コミュニティ」には2つの概念があります。1つは、「地域コミュニティ」(地域社会)です。このコミュニティは地理的空間が1つの重要なメルクマールになります。もう1つは「特定の目的のために人びとが集まって形成された組織」です。人によっては「テーマ・コミュニティ」とも言います。協同組合や非営利組織、「いのちとくらし」や明治大学もコミュニティなのです。明治大学は学生・教員・職員が教育と研究を進め、社会的貢献を果たす、という特定の目的のために集合した組織ですので、れっきとしたコミュニティなのです。

「コミュニケーション・コミュニティ」あるいは「コミュニケーションの場としてのコミュニティ」は、私たちの生活と労働の基盤として、また私たちのさまざまな社会的な諸活動にとって重要な役割を果たし、機能を発揮するのですが、しかし、そうするためには、私たちに「7つの条件」を絶えず充たしていく積極的な姿勢が求められることとなります。

実は、この「7つの条件」はアメリカの心理学者であり社会学者でもあるレオナード・ジェイソンが彼の著書『コミュニティの構築』(*Community Building*)のなかで取り上げている条件なのです。「7つの条件」とは次のものです。

- ①コミュニティ・メンバー(構成員)の自発的責任の意識を高める。
- ②コミュニティ・メンバーのアイデンティティや相互関係理解するビジョンを示す、すなわち、コミュニティ・メンバーの利害を共存させる方法を考える。
- ③コミュニティ・メンバーが各自の意見、判断、ニーズをはっきり主張する能力を育成する。
- ④オープンかつ建設的に対立・衝突に取り組む手順や手続きを創り出す。
- ⑤コミュニケーションのオープンチャンネルを維持する。
- ⑥相互の触れ合いや意思決定を容易にするためのシステムを確立する。
- ⑦より広い範囲の地域コミュニティとの関係をマネージングする。

私たちは、これら7つの条件を充たしていけば、地域コミュニティだけでなく、もう1つのコミュニティ(協同組合、非営利組織、社会的企業、大学等々)も「コミュニケーション・コミュニティ」として十分に機能するような気がしてきませんか。

与えられた時間が迫ってきましたので、そろそろ「むすび」に入らなければなりません。これらの条件について一言言及しておきます。私たち日本人にとって、おそらく①と⑥と⑦の条件は比較的充たし易いかもしれませんが、特に③と④は訓練を要するかもしれません。欧米諸国の人たちは、自分の「アイデンティティ」を大切にしますし、しかも、アマルティア・セン教授が強調しているように、「多元的アイデンティティ」を肯定します。というのは、彼らは「多元的アイデンティティ」は矛盾しない、と考えるからです。日本人の私たちは「多元的アイデンティティ」に接したことがあまりありませんので、直ちにそれを肯定しきれないかもしれません。それでも、アマルティア・セン教授の説明を聞けばある程度理解できるでしょう。彼はこう説明しています。「アフリカやアジアの女性に対する不利益な処遇を改善

しようと立ち上がったイタリアのフェミニストの活動は、ある種のアイデンティティに基づいているのである。すなわち、ある国民の、他の国民の困難に対する同情をはるかに超え出たフェミニズムのアイデンティティなのである。ある人間はイタリア人であり、女性であり、フェミニストであり、博士であり、協同組合人などであり得るのであって、一人の人間の多元的アイデンティティという、この豊かな概念には矛盾はないのである。

ということで、地域コミュニティのメンバーはそれぞれ多元的アイデンティティを持ち、したがって、利益や関心を含めた利害も異なるのであるから、その利害を共存させる方法を考えなければならないでしょう。それから、③ですが、ある意味でこれは日本人がもっとも苦手とするところですので、グローバリゼーションの下ではますます自分の意見・判断・ニーズをはっきり主張する能力を高めなければなりません。しかし、このことは何も特別なことではなく、当たり前のことであって、このことなしにはコミュニティの安定した運営は困難だろう、と私には思えます。

私たちがこれら7つの条件を充たすことによって本当に地域コミュニティを「コミュニケーション・コミュニティ」あるいは「コミュニケーションの場としてのコミュニティ」として運営していけるのか、と問われて私は「Yes」と即答できませんが、それでもこの「7つの条件」は私たちが理解し、実践するに値する「コミュニティ・マネジメント」ではないか、と私は考えます。というのは、この「7つの条件」の基底にはシチズンシップがあると思うからです。「自治・平等な権利・自発的責任・参加」というシチズンシップの支えがあってはじめてこの「7つの条件」はその真価を発揮することができるのです。まさに「シチズンシップの真骨頂」と言うべきでしょう。

むすび

さて、私は、最後に、これまで話してきましたシチズンシップの観点からも、また非営利・協同の観点からも、教育と保健・医療それに住宅の保障は日本国憲法第25条で規定されている国民たる市民の権利である、と大いに強調しておきます。それは、シチズンシップが追求し、普遍化させてきた社会的権利を不動のものにしていくには「教育・保健／医療・住宅」がセイフティネットとして社会的に機能しなければならない、と考えているからです。新自由主義＝市場原理主義の政策は「所得の再分配」を基礎とする社会的権利を縮小あるいは認めまいとする行動にでてきます。昨年末にNPOが中心になって実行された「派遣村」は、社会的権利の擁護という意味でも重要な役割を果たした、と私は考えています。シチズンシップは「平等主義」を基調としており、平等を嫌う新自由主義に対する大きな歯止めになります。私は、生存権や労働権の保障といった視点からも、「教育・保健／医療・住宅のセイフティネット」なしには「平等」は実現できない、と考えていますので、日本ではシチズンシップを促進させ、発展させてくれる非営利・協同組織などに大いに期待しております。そのような期待を申し上げて、少々雑駁な話になってしまいましたが、私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

* 協同組合経営研究誌（季刊）『にじ』2009年秋号、No627（協同組合経営研究所）。

**ハンギョレ新聞から依頼された英文原稿は、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の『ガバナンス政策研究ネットワーク会報』（No4, 2009年6月）の巻頭言として記載されている。

（なかがわ ゆういちろう、明治大学政経学部教授）